

第128号議案 長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

第129号議案 長崎市高島ふれあい海岸条例の一部を改正する条例

第130号議案 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例の一部を改正する条例

第132号議案 長崎市体験の森条例の一部を改正する条例

第133号議案 長崎市植木センター条例の一部を改正する条例

第140号議案 長崎ペンギン水族館条例の一部を改正する条例

水 産 農 林 部

令和7年9月

目 次	ページ
1 改正の概要	3
2 改正の内容	4 ～ 10
3 使用料の再算定	11 ～ 17
4 新旧対照表	18 ～ 31
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	32 ～ 37
【参考 2】使用料の改定	38 ～ 39
【参考 3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	40 ～ 42

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（水産農林部所管分）

条 例	施設名
長崎ペンギン水族館条例	長崎ペンギン水族館 （長崎ペンギン水族館 第1駐車場）
長崎市漁港管理条例	たちばな漁港有料駐車場 （長崎ペンギン水族館 第2駐車場）
長崎市高島ふれあい海岸条例	飛島磯釣り公園 高島海水浴場 高島ふれあいキャンプ場
長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例	野母崎高浜海岸交流施設
長崎市体験の森条例	体験の森
長崎市植木センター条例	植木センター

2 改正の内容

(1) 長崎ペンギン水族館（長崎ペンギン水族館 第1駐車場）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1及び第2（第5条関係））

区 分			現 行	改正案
観覧料 (1人1回につき)	一 般		520円	800円
	一 般 (団体)		410円	廃止
	こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	400円
		小学校の児童又は中学校の生徒又は幼児	310円	-
		小学校の児童又は中学校の生徒又は幼児 (団体)	250円	廃止
年間観覧料 (1人1年間に付き)	一 般		1,250円	2,000円
	こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	-	1,000円
		小学校の児童又は中学校の生徒又は幼児	730円	-
駐車場	バス	最初の1時間まで	1,040円	1,450円
		その後1時間までごと	520円	720円
	バス以外	最初の1時間まで	200円	260円
		その後1時間までごと	100円	200円



イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(2) たちばな漁港有料駐車場（長崎ペンギン水族館 第2駐車場）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第4（第20条関係））

区 分			金額	
			現 行	改正案
駐車場	バス	最初の1時間まで	1,040円	1,450円
		その後1時間までごと	520円	720円
	バス以外	最初の1時間まで	200円	260円
		その後1時間までごと	100円	200円



イ 施行期日

令和8年4月1日



2 改正の内容

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1（第10条関係））

区 分			現 行	改正案
飛島磯釣り公園	釣り	一 般	520円	720円
		こども	-	360円
			260円	-
	見学等	一 般	100円	200円
		こども	-	100円
			50円	-
高島ふれあいキャンプ場	入場料	一 般	100円	200円
		こども	-	100円
			50円	-

※高島海水浴場は利用料金の基準額の設定なし



2 改正の内容

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

イ 行為等に係る利用料金の基準額の改定（別表第1（第10条関係））

区 分		現 行	改正案
業として行う写真又は映画の撮影	1 日	104円	200円
	1 月	1,613円	3,100円
行商その他これに類するもの	1 日	261円	390円
興行	1 m ² につき 1 日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積 1 m ² につき 1 日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1 m ² につき 1 日	12円	24円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第6条関係））

区 分					現 行	改正案	
多目的スペース（１時間につき）					2,619円	3,400円	
夏期に利用 する場合	多目的スペース （１日につき）	一 般			830円	830円	
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒			-	410円
			小学生の児童又は中学校の生徒			410円	-
	テラス （１日につき）	一 般			830円	830円	
		こども	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒			-	410円
			小学生の児童又は中学校の生徒			410円	-
駐車場 （夏期）	普通自動車、小型自動車、軽自動車			１回につき	520円	520円	
	二輪自動車				260円	200円	

イ 施行期日

令和8年4月1日



2 改正の内容

(5) 体験の森

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第12条関係））

区 分			利用料金①	附属設備利用料金② (冷暖房費)	合計 (①+②)	改正案
休養宿泊施設	宿泊 (16:00～翌10:00)	1棟につき	8,904円	523円	9,427円	12,250円
	休憩 (11:00～15:00)	1棟1時間につき	523円	52円	575円	800円
シャワー施設		1回につき	100円	-	100円	廃止※

※シャワー施設については、附属設備扱いとするため、所要の整備として条例から削除する。

イ 行為等に係る利用料金の基準額の改定（別表（第12条関係））

区 分		現 行	改正案
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円	200円
	1月	1,613円	3,100円
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円
興行	1㎡につき1日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積 1㎡につき1日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1㎡につき1日	12円	24円

ウ 施行期日

令和8年4月1日



2 改正の内容

(6) 植木センター

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第6条関係））

区 分		利用料金①	附属設備使用料② (冷暖房費)	現行料金 (①+②)	改正案
研修室 1	1 時間につき	272円	167円	439円	650円
研修室 2		188円	73円	261円	390円

イ 施行期日

令和8年4月1日



3 使用料の再算定

(1) 長崎ペンギン水族館（長崎ペンギン水族館 第1駐車場）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
観光施設	長崎ペンギン水族館	296,420,783円	261,473人	1,134円	100%

利用料金項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑨-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	520円	1,134円	720円	800円	国内類似水族館の入館料を参考に算定	800円	280円
こども	310円		460円	400円	一般の半額	400円	90円
一般 (年間観覧料)	1,250円		1,750円	2,000円	入場料の2.5倍	2,000円	750円
こども (年間観覧料)	730円		1,020円	1,000円	入場料の2.5倍	1,000円	270円

3 使用料の再算定

- (1) 長崎ペンギン水族館（長崎ペンギン水族館第1駐車場）
- (2) たちばな漁港有料駐車場（長崎ペンギン水族館 第2駐車場）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
観光施設	長崎ペンギン水族館 （第1駐車場） たちばな漁港有料駐車場 （第2駐車場）	11,682,224円	76.2㎡	3,650時間	13.3%	315円	100%

利用料金項目 (㎡) ⑦		現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定 結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬ (⑪又は⑫)	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
						金 額 ⑫	理 由		
バス (42.9)	最初の1時間	1,040円	13,530円	13,530円	1,450円			1,450円	410円
	その後1時間 ごと	520円			720円			720円	200円
バス以外 (33.3)	最初の1時間	200円	10,502円	10,502円	400円	260円	市営駐車場との均衡	260円	60円
	その後1時間 ごと	100円			200円	200円	市営駐車場との均衡 (激変緩和適用)	200円	100円

3 使用料の再算定

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
レクリエーション施設	飛島磯釣り公園 (釣り)	66,942,309円	6,555人	10,212円	100%
	飛島磯釣り公園 (見学等)	847,371円	455人	1,862円	
	高島ふれあいキャンプ場	21,123,436円	12,000人	1,760円	

施設名称	利用料金 項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑦又は⑧)	増 減 (⑨-⑤)
					金 額 ⑧	理 由		
飛島 磯釣り 公園	一 般 (釣り)	520円	10,212円	720円			720円	200円
	こども (釣り)	260円	5,106円	390円	360円	一般の利用料金の半額	360円	100円
	一 般 (見学等)	100円	1,862円	200円			200円	100円
	こども (見学等)	50円	931円	100円			100円	50円
高島 ふれあい キャンプ場	一 般	100円	1,760円	200円			200円	100円
	こども	50円	880円	100円			100円	50円

3 使用料の再算定

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

ア 算定結果

(ア) 夏期の利用

カテゴリー	施設名称		総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
レクリエーション施設	野母崎高浜海岸交流施設 (夏期の多目的スペース及びテラス入場料)		7,837,456円	5,000人	1,567円	100%

利用料金 項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑨-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	830円	1,567円	1,160円	830円	県内・市内の海水浴施設の栈敷等使用料や、 夏期の利用状況等を総合的に勘案し料金据置	830円	-
こども	410円	783円	580円	410円		410円	-

(イ) 夏期以外の利用

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
レクリエーション施設	野母崎高浜海岸 交流施設	14,497,224円	627㎡	2,872時間	0.03%	20,674円	100%

利用料金項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
夏期以外の 多目的スペース (380)	2,619円	7,856,120円	7,856,120円	3,400円	3,400円	781円

3 使用料の再算定

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

(ウ) 駐車場（夏期）

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡/h ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
レクリエーション施設	野母崎高浜海岸交流施設	621,497円	1,211㎡	321時間	2.0%	79円	100%

利用料金項目 (㎡) ⑦		現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬ (⑫と同じ)	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
						金 額 ⑫	理 由		
普通自動車、 小型自動車、 軽自動車 (20)	1 回 あたり	520円	1,580円	1,580円	720円	520円	1 回あたりの料金設定のため、想定滞在時間 2 時間とし、市営駐車場との均衡を考慮し据置	520円	-
二輪自動車 (10)		260円	790円	790円	390円	200円	1 回あたりの料金設定のため、想定滞在時間 2 時間とし、市営二輪車駐車場との均衡を考慮し減額	200円	▲60円

3 使用料の再算定

(5) 体験の森

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
レクリエーション施設	体験の森 休養宿泊施設	37,065,163円	186㎡	7,898時間	15.2%	166円	100%

利用料金項目 (㎡) ⑦		現行料金 ⑧※	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の 小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
宿泊 (30)	1 棟につき	9,427円	89,677円	89,677円	12,250円	12,250円	2,823円
宿泊 (48)		9,427円	143,483円	143,483円	12,250円	12,250円	2,823円
休憩 (30)	1 棟 1 時間につき	575円	4,982円	4,982円	800円	800円	225円
休憩 (48)		575円	7,971円	7,971円	800円	800円	225円

※現行料金は休養宿泊施設の利用料金と附属設備利用料金（冷暖房費）の合計額

3 使用料の再算定

(6) 植木センター

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
農業振興施設	植木センター	11,734,025円	132㎡	2,456時間	5.3%	689円	100%

利用料金項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧※	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の 小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
研修室 1 (77)	439円	53,065円	53,065円	650円	650円	211円
研修室 2 (55)	261円	37,903円	37,903円	390円	390円	129円

※現行料金は研修室の利用料金と附属設備利用料金（冷暖房費）の合計額

4 新旧対照表

(1) 長崎ペンギン水族館（長崎ペンギン水族館第1駐車場）

改正後	改正前																												
○長崎ペンギン水族館条例 平成12年9月28日 条例第36号 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎ペンギン水族館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。 別表第1（第5条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料（1人1回につき）</th><th rowspan="2">年間観覧料 （1人1年間につき）</th></tr><tr><th><u>（削除）</u></th><th><u>（削除）</u></th></tr><tr><td>一般</td><td>円 800</td><td><u>（削除）</u></td><td>円 2,000</td></tr><tr><td>小学校の児童 又は中学校若しくは高等学校の生徒</td><td>400</td><td><u>（削除）</u></td><td>1,000</td></tr></table>	区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年間につき）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	一般	円 800	<u>（削除）</u>	円 2,000	小学校の児童 又は中学校若しくは高等学校の生徒	400	<u>（削除）</u>	1,000	○長崎ペンギン水族館条例 平成12年9月28日 条例第36号 別表第1（第5条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料（1人1回につき）</th><th rowspan="2">年間観覧料 （1人1年間につき）</th></tr><tr><th><u>個人</u></th><th><u>団体（15人以上）</u></th></tr><tr><td>一般</td><td>円 520</td><td>円 410</td><td>円 1,250</td></tr><tr><td>小学校の児童、 中学校の生徒 又は幼児</td><td>310</td><td>250</td><td>730</td></tr></table>	区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年間につき）	<u>個人</u>	<u>団体（15人以上）</u>	一般	円 520	円 410	円 1,250	小学校の児童、 中学校の生徒 又は幼児	310	250	730
区分		観覧料（1人1回につき）			年間観覧料 （1人1年間につき）																								
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																											
一般	円 800	<u>（削除）</u>	円 2,000																										
小学校の児童 又は中学校若しくは高等学校の生徒	400	<u>（削除）</u>	1,000																										
区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年間につき）																										
	<u>個人</u>	<u>団体（15人以上）</u>																											
一般	円 520	円 410	円 1,250																										
小学校の児童、 中学校の生徒 又は幼児	310	250	730																										

4 新旧対照表

(1) 長崎ペンギン水族館

改正後	改正前																						
備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。 <u>（削除）</u>	備考 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を除く。）をいう。 2 「幼児」とは、就学前の者（3歳未満の者を除く。）をいう。																						
別表第2（第5条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><th>最初の1時間まで</th><th>その後1時間までごと</th></tr><tr><td>バス</td><td>円 1,450</td><td>円 720</td></tr><tr><td>バス以外</td><td>260</td><td>200</td></tr></table>	区分	金額		最初の1時間まで	その後1時間までごと	バス	円 1,450	円 720	バス以外	260	200	別表第2（第5条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><th>最初の1時間まで</th><th>その後1時間までごと</th></tr><tr><td>バス</td><td>円 1,040</td><td>円 520</td></tr><tr><td>バス以外</td><td>200</td><td>100</td></tr></table>	区分	金額		最初の1時間まで	その後1時間までごと	バス	円 1,040	円 520	バス以外	200	100
区分		金額																					
	最初の1時間まで	その後1時間までごと																					
バス	円 1,450	円 720																					
バス以外	260	200																					
区分	金額																						
	最初の1時間まで	その後1時間までごと																					
バス	円 1,040	円 520																					
バス以外	200	100																					
備考 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。 2 「バス以外」とは、省令別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうちバス及び二輪自動車を除いたものをいう。	備考 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。 2 「バス以外」とは、省令別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうちバス及び二輪自動車を除いたものをいう。																						

4 新旧対照表

(2) たちばな漁港有料駐車場（長崎ペンギン水族館 第2駐車場）

改正後	改正前																						
○長崎市漁港管理条例 昭和45年7月8日 条例第34号 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。 別表第4（第20条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><th>最初の1時間まで</th><th>その後1時間までごと</th></tr><tr><td>バス</td><td>円 1,450</td><td>円 720</td></tr><tr><td>バス以外</td><td>260</td><td>200</td></tr></table> 備考 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。 2 「バス以外」とは、省令別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうちバス及び二輪自動車を除いたものをいう。	区分	金額		最初の1時間まで	その後1時間までごと	バス	円 1,450	円 720	バス以外	260	200	○長崎市漁港管理条例 昭和45年7月8日 条例第34号 別表第4（第20条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><th>最初の1時間まで</th><th>その後1時間までごと</th></tr><tr><td>バス</td><td>円 1,040</td><td>円 520</td></tr><tr><td>バス以外</td><td>200</td><td>100</td></tr></table> 備考 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。 2 「バス以外」とは、省令別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうちバス及び二輪自動車を除いたものをいう。	区分	金額		最初の1時間まで	その後1時間までごと	バス	円 1,040	円 520	バス以外	200	100
区分		金額																					
	最初の1時間まで	その後1時間までごと																					
バス	円 1,450	円 720																					
バス以外	260	200																					
区分	金額																						
	最初の1時間まで	その後1時間までごと																					
バス	円 1,040	円 520																					
バス以外	200	100																					

4 新旧対照表

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

改正後			改正前		
○長崎市高島ふれあい海岸条例 平成16年9月30日 条例第53号 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎市高島ふれあい海岸条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。			○長崎市高島ふれあい海岸条例 平成16年9月30日 条例第53号		
別表第1（第10条関係） 1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額			別表第1（第10条関係） 1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額		
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 200	業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 104
	1月	3,100		1月	1,613
行商その他これに類するもの	1日	390	行商その他これに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	36	興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

4 新旧対照表

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

改正後

備考

- 1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。
（削除）

2 高島ふれあいキャンプ場を利用する場合の基準額

区分	金額（1日につき）
一般	円 <u>200</u>
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	<u>100</u>

3 飛島磯釣り公園を利用する場合の基準額

区分		金額
釣り	一般	円 <u>720</u>
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	<u>360</u>

改正前

備考

- 1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 高島ふれあいキャンプ場を利用する場合の基準額

区分	金額（1日につき）
一般	円 <u>100</u>
小学校の児童又は中学校の生徒	<u>50</u>

3 飛島磯釣り公園を利用する場合の基準額

区分		金額
釣り	一般	円 <u>520</u>
	小学校の児童又は中学校の生徒	<u>260</u>

4 新旧対照表

(3) 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場）

改正後			改正前		
見学等	一般	<u>200</u>	見学等	一般	<u>100</u>
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	<u>100</u>		小学校の児童又は中学校の生徒	<u>50</u>
備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。			備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を除く。）をいう。		

4 新旧対照表

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

改正後	改正前
○長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例 平成25年9月30日 条例第37号 (利用料金) 第6条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）、交流施設の多目的スペース若しくはテラスを夏期に利用しようとする者又は交流施設の駐車場に夏期に自動車を駐車しようとする者は、交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2～4 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び別表第3項の改正規定（「260」を「200」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例（次項において「新条例」という。）別表第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。 3 新条例別表第3項の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。	○長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例 平成25年9月30日 条例第37号 (利用料金) 第6条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）、交流施設の多目的スペース若しくはテラスを夏期に利用しようとする者又は交流施設の駐車場に____自動車に駐車しようとする者は、交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2～4 略 別表（第6条関係） 1 利用の許可に係る基準額

4 新旧対照表

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

改正後	改正前																																
別表（第6条関係） 1 利用の許可に係る基準額	別表（第6条関係） 1 利用の許可に係る基準額																																
<table><tr><th>区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>多目的スペース</td><td>3,400円</td></tr><tr><td colspan="2">備考 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの利用料金は、この表に掲げる利用料金の倍額とする。</td></tr></table>	区分	金額（1時間につき）	多目的スペース	3,400円	備考 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの利用料金は、この表に掲げる利用料金の倍額とする。		<table><tr><th>区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>多目的スペース</td><td>2,619円</td></tr><tr><td colspan="2">備考 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの利用料金は、この表に掲げる利用料金の倍額とする。</td></tr></table>	区分	金額（1時間につき）	多目的スペース	2,619円	備考 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの利用料金は、この表に掲げる利用料金の倍額とする。																					
区分	金額（1時間につき）																																
多目的スペース	3,400円																																
備考 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの利用料金は、この表に掲げる利用料金の倍額とする。																																	
区分	金額（1時間につき）																																
多目的スペース	2,619円																																
備考 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの利用料金は、この表に掲げる利用料金の倍額とする。																																	
2 夏期に利用する場合の基準額	2 夏期に利用する場合の基準額																																
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額 （1日につき）</th></tr><tr><td rowspan="2">多目的スペース</td><td>一般</td><td>円 830</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒</td><td>410</td></tr><tr><td rowspan="2">テラス</td><td>一般</td><td>830</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒</td><td>410</td></tr><tr><td colspan="3">備考 「一般」とは、15歳以上の者（<u>小学校の児童並びに中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。</u>）をいう。</td></tr></table>	区分		金額 （1日につき）	多目的スペース	一般	円 830	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	410	テラス	一般	830	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	410	備考 「一般」とは、15歳以上の者（ <u>小学校の児童並びに中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。</u> ）をいう。			<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額 （1日につき）</th></tr><tr><td rowspan="2">多目的スペース</td><td>一般</td><td>円 830</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校の生徒</td><td>410</td></tr><tr><td rowspan="2">テラス</td><td>一般</td><td>830</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校の生徒</td><td>410</td></tr><tr><td colspan="3">備考 「一般」とは、15歳以上の者（<u>小学校の児童及び中学校の生徒を除く。</u>）をいう。</td></tr></table>	区分		金額 （1日につき）	多目的スペース	一般	円 830	小学校の児童又は中学校の生徒	410	テラス	一般	830	小学校の児童又は中学校の生徒	410	備考 「一般」とは、15歳以上の者（ <u>小学校の児童及び中学校の生徒を除く。</u> ）をいう。		
区分		金額 （1日につき）																															
多目的スペース	一般	円 830																															
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	410																															
テラス	一般	830																															
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	410																															
備考 「一般」とは、15歳以上の者（ <u>小学校の児童並びに中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。</u> ）をいう。																																	
区分		金額 （1日につき）																															
多目的スペース	一般	円 830																															
	小学校の児童又は中学校の生徒	410																															
テラス	一般	830																															
	小学校の児童又は中学校の生徒	410																															
備考 「一般」とは、15歳以上の者（ <u>小学校の児童及び中学校の生徒を除く。</u> ）をいう。																																	

4 新旧対照表

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

改正後	改正前																
3 <u>夏期に駐車する場合の基準額</u>	3 <u>駐車場の利用に係る基準額</u>																
<table><tr><th>区分</th><th>金額（1回につき）</th></tr><tr><td>普通自動車 小型自動車 軽自動車</td><td>円 520</td></tr><tr><td>二輪自動車</td><td><u>200</u></td></tr><tr><td colspan="2">備考 略</td></tr></table>	区分	金額（1回につき）	普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 520	二輪自動車	<u>200</u>	備考 略		<table><tr><th>区分</th><th>金額（1回につき）</th></tr><tr><td>普通自動車 小型自動車 軽自動車</td><td>円 520</td></tr><tr><td>二輪自動車</td><td><u>260</u></td></tr><tr><td colspan="2">備考 略</td></tr></table>	区分	金額（1回につき）	普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 520	二輪自動車	<u>260</u>	備考 略	
区分	金額（1回につき）																
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 520																
二輪自動車	<u>200</u>																
備考 略																	
区分	金額（1回につき）																
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 520																
二輪自動車	<u>260</u>																
備考 略																	

4 新旧対照表

(5) 体験の森

改正後	改正前
○長崎市体験の森条例 平成6年3月31日 条例第2号 (施設) 第3条 長崎市体験の森（以下「体験の森」という。）に次に掲げる施設を置く。 (1) 森林学習施設 (2) 休養宿泊施設 (3) 運動広場 (4) キャンプ場 (削除) (5) その他第1条の目的を達成するために必要な施設 (利用料金) 第12条 第7条第1項の行為の許可を受けた者又は前条第1項の利用の許可（休養宿泊施設の利用の許可に限る。）を受けた者は、体験の森の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする改正規定、第12条第1項の改正規定及び別表第2項備考の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎市体験の森条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。	○長崎市体験の森条例 平成6年3月31日 条例第2号 (施設) 第3条 長崎市体験の森（以下「体験の森」という。）に次に掲げる施設を置く。 (1) 森林学習施設 (2) 休養宿泊施設 (3) 運動広場 (4) キャンプ場 (5) シャワー施設 (6) その他第1条の目的を達成するために必要な施設 (利用料金) 第12条 第7条第1項の行為の許可を受けた者、前条第1項の利用の許可（休養宿泊施設の利用の許可に限る。）を受けた者又はシャワー施設を利用しようとする者は、体験の森の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

4 新旧対照表

(5) 体験の森

改正後

改正前

別表（第12条関係）

1 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額

行為の種類	単位	金額
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 200
	1月	3,100
行商、募金その他これらに類するもの	1日	390
興行	1平方メートルにつき1日	36
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24

備考

1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。

3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。

（削除）

別表（第12条関係）

1 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 104
	1月	1,613
行商その他これに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

備考

1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。

3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。

4 金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 新旧対照表

(5) 体験の森

改正後

2 休養宿泊施設を利用する場合の基準額

区分	利用時間帯	金額
宿泊	午後4時から翌日午前10時まで	円 1棟につき 12,250
休憩	午前11時から午後3時まで	1棟1時間につき800

備考

休憩の場合において、その利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。

(削除)

改正前

2 休養宿泊施設を利用する場合の基準額

区分	利用時間帯	金額
宿泊	午後4時から翌日午前10時まで	円 1棟につき 8,904
休憩	午前11時から午後3時まで	1棟1時間につき523

備考

1 休憩の場合において、その利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。

2 シャワー施設を利用する場合の金額 1回につき 100円

4 新旧対照表

(6) 植木センター

改正後	改正前
○長崎市植木センター条例 平成16年3月25日 条例第2号 (利用料金) 第6条 2 利用料金_____は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 <u>(削除)</u> 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (市長による管理) 第14条 2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条、第6条第1項_____<u>、第7条、第10条及び</u>別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「研修室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と_____と。	○長崎市植木センター条例 平成16年3月25日 条例第2号 (利用料金) 第6条 2 利用料金（<u>附属設備の利用に係るものを除く。</u>）は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u> 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (市長による管理) 第14条 2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条、第6条第1項<u>及び第3項、</u>第7条、第10条<u>並びに</u>別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「研修室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじ

4 新旧対照表

(6) 植木センター

改正後

_____、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「金額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第6条第2項及び第3項の規定は適用しない。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の長崎市植木センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 650
	2	390

改正前

め市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「金額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第6条第2項及び第4項の規定は適用しない。

別表（第6条関係）

区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 272
	2	188

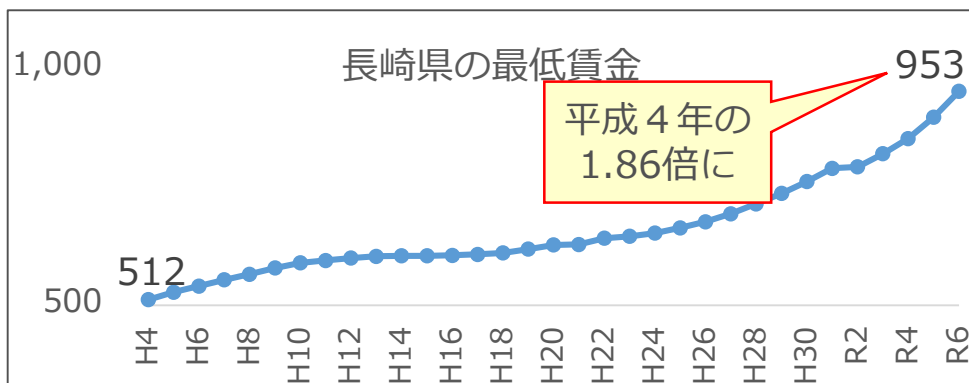
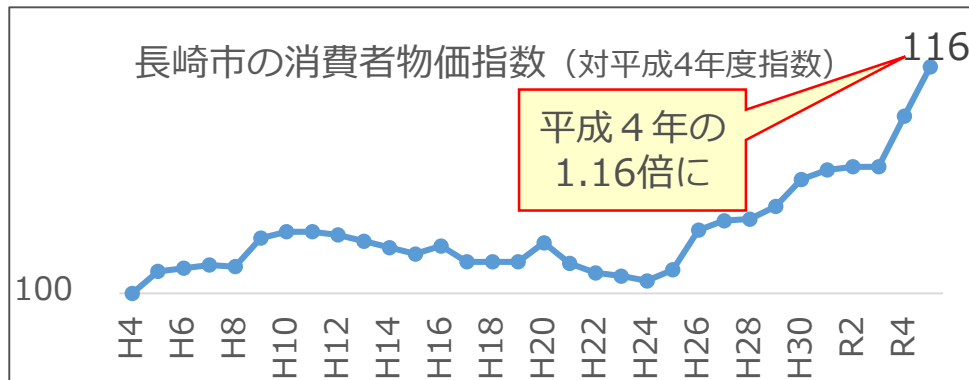
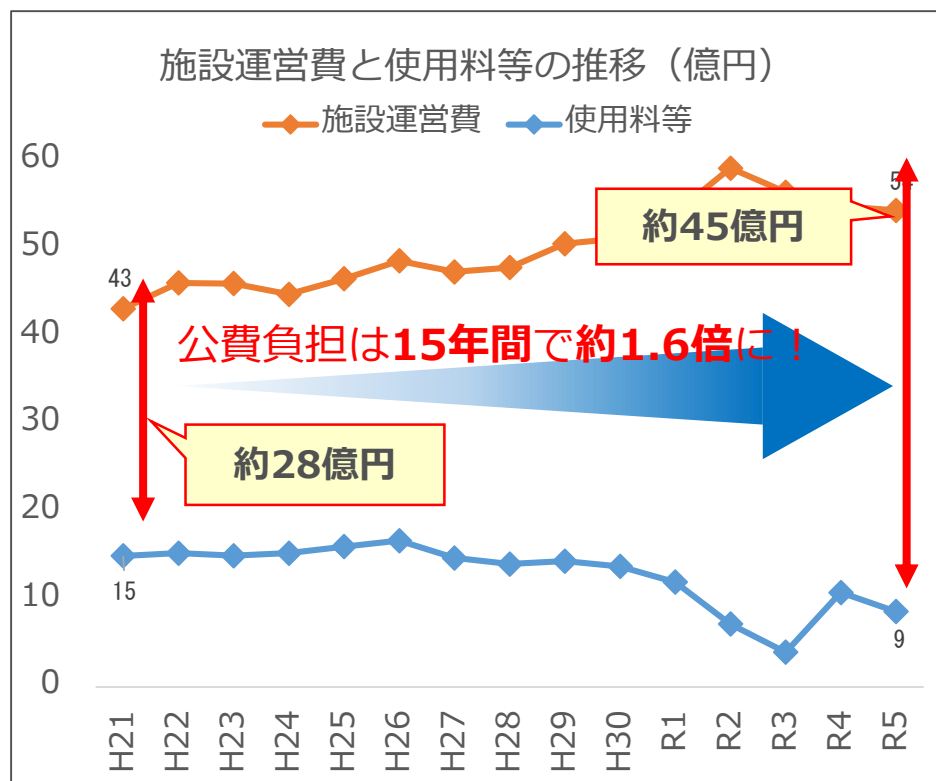
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア） 人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ） 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

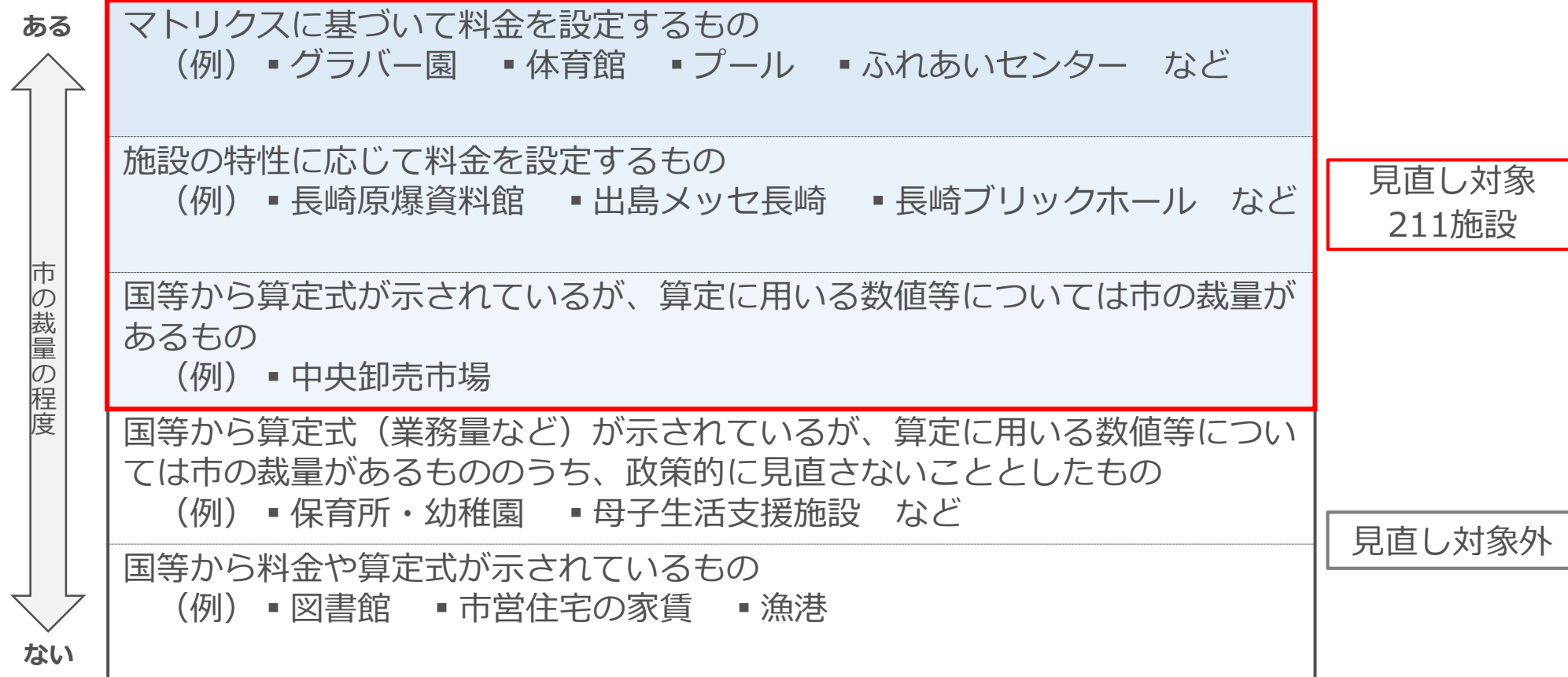
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として 5 年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

2 令和8年度における対応について

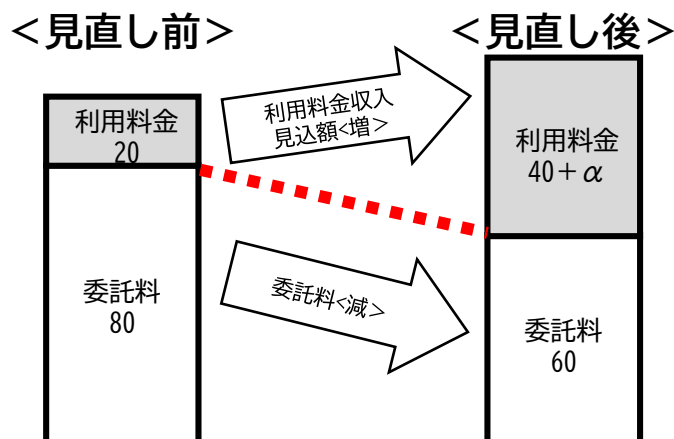
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

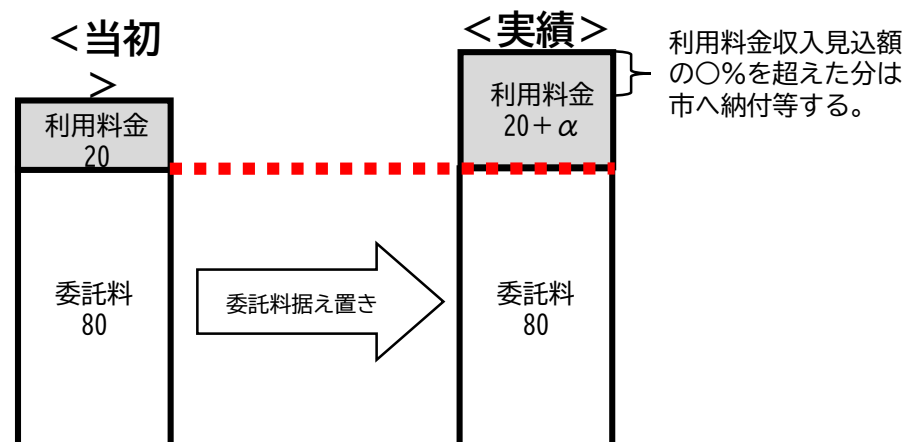
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始